個人情報ファイル簿			
個人情報ファイルの名称	こども医療受給者台帳		
行政機関等の名称	日向市長		
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉部 こども課		
個人情報ファイルの利用目的	日向市子どもの医療費の助成に関する条例に基づく子ど もの医療費の一部助成のため		
記録項目	1氏名、2生年月日、3年齢、4住民番号、5性別、6世帯番号、7続柄、8健康保険情報、9口座情報、10所得情報、11個人番号		
記録範囲	こども医療受給対象者(資格喪	失者も含む)	
記録情報の収集方法	本人の申請		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10番5号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	_		
個「桂却つ」といの紙叫	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	│ │□法第 60 条第 2 項第 │ 2 号	
個人情報ファイルの種別	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 <b>☑</b> 無	(マニュアル処理 ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地			
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない		
備考	作成年月日:令和5年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日		

個人情報ファイル簿			
個人情報ファイルの名称	ひとり親医療受給者台帳		
行政機関等の名称	日向市長		
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉部 こども課		
個人情報ファイルの利用目的	日向市母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例 に基づく母子及び父子家庭等の医療費助成のため		
記録項目	1 氏名、 2 性別、 3 生年月日、 4 年齢、 5 住所、 6 個人番号、 7 住民番号、 8 所得情報、 9 口座情報、 10 同住所者情報、 11 年金情報		
記録範囲	母子及び父子家庭等の医療受給対象者 (資格喪失者も含む)		
記録情報の収集方法	本人の申請		
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2号	
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	(マニュアル処理 ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない		
備考	作成年月日:令和5年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日		

個人情報ファイル簿			
個人情報ファイルの名称	児童手当受給者台帳		
行政機関等の名称	日向市長		
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉部 こども課		
個人情報ファイルの利用目的	児童手当法に基づく児童手当の支給のため		
記録項目	1 氏名、 2 性別、 3 生年月日、 4 年齢、 5 住所、 6 個人番号、 7 住民番号、 8 世帯番号、 9 所得情報、 10 口座情報、11 電話番号、12 同住所者情報、 13 年金 情報		
記録範囲	児童手当受給者(資格喪失者も含	うむ)	
記録情報の収集方法	本人の申請		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10番5号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	_		
個し体却つっていの紙叫	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □法第 60 条第 2 号		
個人情報ファイルの種別	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	(マニュアル処理 ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない		
備考	作成年月日:令和5年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日		

個人情報ファイル簿			
個人情報ファイルの名称	児童扶養手当受給者台帳		
行政機関等の名称	日向市長		
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉部 こども課		
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給のため		
記録項目	1 氏名、 2 性別、 3 生年月日、 4 年齢、 5 住所、 6 個人番号、 7 住民番号、 8 電話番号、 9 所得情報、 10 口座情報、 11 同住所者情報、 12 年金情報		
記録範囲	児童扶養手当受給対象者 (資格喪失者も含む)		
記録情報の収集方法	本人の申請		
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10番5号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2号	
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	(マニュアル処理 ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない		
備考	作成年月日:令和5年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日		

個人情報ファイル簿			
個人情報ファイルの名称	児童相談受付票およびケース管理	理台帳ファイル	
行政機関等の名称	日向市長		
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉部 こども課		
個人情報ファイルの利用目的	児童相談ケースの基本情報・対応種別・要保護または要 支援児童の区分・支援方針・ケース記録の管理		
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4個人コード、5住所、6世 帯構成、7児童の所属機関、8保護者の職業、9世帯員の 傷病・障がい状況、10相談・対応種別、11ケース記録		
記録範囲	児童相談を受理した児童とその保護者、特定妊婦		
記録情報の収集方法	本人・家族からの聞き取り、関係機関からの聞き取り		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	無		
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10番5号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	無		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号	
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	(マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない		
備考	作成年月日:令和5年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日		

個人情報ファイル簿			
個人情報ファイルの名称	予防接種管理台帳ファイル(小児予防接種)		
行政機関等の名称	日向市長		
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉部 こども課		
個人情報ファイルの利用目的	予防接種者数・接種率の把握、未接種者への受診勧奨、 国や県への報告		
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4個人コード、5住所、6接種ワクチン、7接種回数、8接種年月日、9接種医療機関、10接種日年齢		
記録範囲	予防接種法に基づく小児の定期予防接種及び市が費用 助成を行う任意予防接種の接種者		
記録情報の収集方法	医療機関からの接種情報、本人	・家族からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	無		
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	無		
個人標報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2号	
個人情報ファイルの種別	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	(マニュアル処理 ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない		
備考	作成年月日:令和5年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日		

個人情報ファイル簿				
個人情報ファイルの名称	母子保健管理台帳ファイル			
行政機関等の名称	日向市長			
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉部 こども課			
個人情報ファイルの利用目的	妊婦・産婦・乳幼児の健康管理、健康診査未受診者への 受診勧奨、統計及び国や県への報告			
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4個人コード、5住所、6世帯構成、7各母子保健事業該当項目			
記録範囲	妊産婦、乳幼児とその保護者	妊産婦、乳幼児とその保護者		
記録情報の収集方法	本人が提出した妊娠届出書、母子健康手帳の記載内容、 各健康診査の受診票、本人・家族からの聞き取り			
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む			
記録情報の経常的提供先	無			
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	無			
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2号		
回入「目 和 ノ ナ /   /レ 0 / 1 生か」	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	(マニュアル処理 ファイル)		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨				
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)			
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)			
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)			
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)			
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない			
備考	作成年月日:令和5年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日			

個人情報ファイル簿			
個人情報ファイルの名称	保育児童台帳		
行政機関等の名称	日向市		
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉部 こども課		
個人情報ファイルの利用目的	保育施設利用児童の管理のため		
記録項目	1. 氏名 2. 続柄 3. 生年月日 4. 性別 5. 住民番号 6. 電話番号 7. 住所 8. 認定開始日 9. 認定終了日 10. 利用施設 11. 課税状況 12. 保育料 13. 障がい児の有無 14. ひとり親該当有無 15. 生活保護有無 16. 保育理由		
記録範囲	保育施設利用者		
記録情報の収集方法	本人の申請		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等			
個人体報ファノルの番別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	│ │□法第 60 条第 2 項第 │ 2 号	
個人情報ファイルの種別	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無	(マニュアル処理 ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない		
備考	作成年月日:令和5年4月1日 最終更新日:令和7年8月1日		